

広島県水道広域連合企業団長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月2日

広島県水道広域連合企業団企業長 横田美香

広島県水道広域連合企業団条例第5号

広島県水道広域連合企業団長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例

広島県水道広域連合企業団長期継続契約に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (経過措置) 2 (略) 3 広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第5条第3項に規定する地方機関（広島水道事務所を除く。）が締結する長期継続契約については、 <u>令和8年3月31日までの間</u> 、構成団体（広島県を除く。）が所管する当該条例をこの条例とみなして適用する。	附 則 1 (略) (経過措置) 2 (略) 3 広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第5条第3項に規定する地方機関（広島水道事務所を除く。）が締結する長期継続契約については、 <u>当分の間</u> 、構成団体（広島県を除く。）が所管する当該条例をこの条例とみなして適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。